

○厚生労働省令第六十八号

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成三十年法律第十三号）の施行に伴い、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年五月二十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（昭和五十二年労働省令第三十号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>1 附則 (略)</p> <p>2 この省令は、平成三十五年六月三十日限り、その効力を失う。 ただし、この省令の失効の際現に手帳所持者である者については、当該手帳が失効する日までの間は、なおその効力を有する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>1 附則 (略)</p> <p>2 この省令は、平成三十年六月三十日限り、その効力を失う。ただし、この省令の失効の際現に手帳所持者である者については、当該手帳が失効する日までの間は、なおその効力を有する。</p> <p>3 (略)</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。